

平成十八年五月二十六日提出
質問第二八一号

米軍基地使用料に関する質問主意書

提出者 照屋寛徳

米軍基地使用料に関する質問主意書

二〇〇六年五月二十三日付の沖繩タイムスタ刊によると、共同通信配信記事として、中央アジア・キルギスのバキエフ大統領が米軍マナス基地の使用料値上げを米国政府に要求していると報じている。報道によれば、同大統領は「六月一日までに米国が値上げを受け入れなければ、基地提供の停止も辞さない」と警告したようである。キルギス側は、「国際的に妥当な価格」として、現在の年間使用料の約一〇〇倍にあたる約二億ドル（約二百二十億円）を要求しているらしい。

我が国は、日米安保条約に基づいて、米軍に対する基地提供義務を負っており、その費用も負担している。折から、いわゆる米軍再編最終報告に伴う在沖米海兵隊のグアムへの移転費用として、膨大な額の負担が予定されているようであるが、このような中であってキルギスにおける米軍基地使用料大幅値上げ問題は、注目と関心を払わざるを得ない。

以下、質問する。

一 米国は、基地使用協定を締結している国との関係で、どのような形態で使用権を得ているのか。また、その使用料は、どのように定められているのか。具体的な事例に則して使用権、使用料及び手続き等を明

らかにした上で、政府の見解を示されたい。

二 単純な比較は妥当ではないと思われるが、米国が他国より基地提供を受けて支払っている土地の使用料と、我が国が米国軍隊に提供するために借り上げている民間地の地主に支払っている賃料の平均単価を日本国内及び国別に明らかにした上で、政府の見解を示されたい。

三 米国と基地使用協定を結んでいる他国の事例における使用料値上げ手続きと基地提供停止（解除）手続きを明らかにした上で、政府の見解を示されたい。

右質問する。